

自助共助を支援する補助金制度一覧(2019年6月1日時点)

対象	対象	補助内容	申請期間	所管課・連絡先	ホームページ
個人対象	木造住宅耐震診断士派遣 昭和三十五年五月三十一日以前に建築確認を得て着工された二階建以下の在来軸組構法の木造住宅 【持家】自己所有で自ら居住する住宅 【貸家・空家】賃貸住宅(空家を含む)、貸し店舗を含む住宅	持家:横浜市が無料で実施 貸家・空家:横浜市が有料(1万円)で実施	予算がなくなり次第終了	建築局建築防災課 671-2943	https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunvabetsu/kenchiku/bosai/taishin/hojokinshienseido/mokutai/taishin/mokushindan.html
個人対象	木造住宅の耐震改修費用の補助 昭和三十五年五月三十一日以前に建築確認を得て着工された二階建以下の在来軸組構法の木造個人住宅で以下の条件を満たすもの ・自己所有で自ら居住する住宅 ・耐震診断の結果、上部構造評点等が1.0未満と判定された住宅	【補助限度額】 ・課税世帯:100万円 ・非課税世帯※:140万円 ※世帯全員が、過去2年間、住民税の課税を受けていない世帯	予算がなくなり次第終了	建築局建築防災課 671-2943	https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunvabetsu/kenchiku/bosai/taishin/hojokinshienseido/mokutai/mokukaishu/mokukaishu.html
個人対象	家具転倒防止器具の取付代行 同居している家族全員が、次のいずれかに当てはまる世帯 ①65歳以上の高齢者 ②身体障害者手帳の交付を受けている方 ③愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている方 ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ⑤介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている方 ⑥中学生以下	転倒防止器具の取付代金を無料で受けられます。 注1:取付は家具2個分までです。 注2:器具の購入費用は自己負担となります。	平成31年4月1日～令和元年7月31日(第1次) 先着500件 (500件に満たない場合には、第2次の募集を9月頃から実施予定)	総務局地域防災課 671-3456	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyuu-bohan/bousai-saigai/wagaya/iishin/sonae/kaguten.html
個人対象	防災ベッド・テーブル、耐震シェルターの購入補助 昭和三十五年五月三十一日以前に建築確認を得て着工された二階建以下の木造住宅に居住する者(横浜市の補助を受けて、耐震改修を実施した者及び防災ベッド等を設置した者を除く。)	防災ベッド等の設置に要する費用(装置の本体費用)に対して補助 【補助限度額】 ・防災ベッド:10万円 ・耐震シェルター:30万円	予算がなくなり次第終了	建築局建築防災課 671-2930	https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunvabetsu/kenchiku/bosai/taishin/hojokinshienseido/mokutai/bed.html
個人対象	建築物不燃化推進事業補助 ○対象 「重点対策地域(不燃化推進地域)」等における、「古い建物の除却」や「燃えにくい住宅(準耐火建築物以上)の新築」に対する補助 ○対象地区 鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、磯子区、金沢区の各一部	一定の要件を満たす場合、下記の補助を行います(合計最大300万円)。 ○除却工事に要する費用の3/4(上限150万円) ○準耐火建築物等の工事費のうち、耐火性能強化に要する費用の3/4(上限150万円) ※お住いの地域によって補助率がかわります。	令和4年度まで(予定)	都市整備局防災まちづくり推進課 671-3595	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/bosai/hojoshinsei/hojo.html
個人対象	木造建築物不燃化・耐震改修事業補助 ○対象 木造建築物を燃えにくい建物に改修する「不燃化改修」と地震に強い建物に改修する「耐震改修」の工事費の一部を補助 ○対象地区 鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、磯子区、金沢区の各一部	一定の要件を満たす場合、下記の補助を行います。 ○不燃化改修工事及び耐震改修を同時に実施する工事費用の補助(上限250万円) ○不燃化改修工事の費用の補助(上限125万円)	令和4年度まで(予定)	都市整備局防災まちづくり推進課 671-3595	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/bosai/hojoshinsei/kaishuu.html
個人対象	横浜市共同住宅建替推進事業補助 ○対象 「重点対策地域(不燃化推進地域)」等における、複数の老朽化した住宅の共同建替に対する補助 ○対象地区 鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、磯子区、金沢区の各一部	一定の要件を満たす場合、下記にかかる費用等の2/3を補助します。 ○建築物等除却費 ○設計費 ○共同施設整備費	令和4年度まで(予定)	都市整備局防災まちづくり推進課 671-3595	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/bosai/hojoshinsei/hojo.html
個人対象	木造建築物安全相談事業 ○対象 「重点対策地域(不燃化推進地域)」等における、築22年以上二階建て以下の木造建築物の安全相談 ○対象地区 鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、磯子区、金沢区の各一部	木造建物の耐震診断のほか、耐火性能や敷地内のがけ・擁壁、敷地が接する道路などの調査・説明を無料で実施します。	令和4年度まで(予定)	都市整備局防災まちづくり推進課 671-3595	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/bosai/hojoshinsei/anzen.html
個人対象	がけ崩れ災害の防止(擁壁等の築造費用の助成) 崖地防災対策工事助成金 ○対象となる崖(次のすべてを満たすもの) ・「自然崖」や「擁壁などの人工崖」 ・個人又は営利を目的としない法人が所有している崖地 ・地盤面からの高さが2mを超えるもの、又は道路等に面する場合は高さが1mを超えるもので傾斜角度が30°以上である崖地 ・崖崩れにより居住用の建物又は道路等に被害が及ぶ恐れがある崖地 ○対象となる工事(次のすべてを満たすもの) ・予防対策工事(崖崩れの未然防止)及び復旧対策工事 ・建築基準法または宅地造成等規制法が定める基準に適合する工事 ・擁壁工事又は擁壁の設置を要しない切土若しくは盛土工事 ・原則崖の高さが変わらない工事 ・申請した年度に工事が完了し、その年度の2月28日までに完了報告書を提出することができる工事	○擁壁等の築造費用の一部が補助されます。 「工事金額の3分の1」、「市で定めた単価により算出した金額」、「400万円」のうち最も少ない額	期限なし	建築局建築防災課 671-2948	https://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/kenbou/bousai/gake/gake/safe.html
個人対象	がけ崩れ災害の防止(既存擁壁・崖の補強、法面保護工事費用の助成) 崖地減災対策工事助成金 ○対象となる崖(次のすべてを満たすもの) ・「自然崖」や「擁壁などの人工崖」 ・個人又は営利を目的としない法人が所有している崖地 ・地盤面からの高さが2mを超えるもの、又は道路等に面する場合は高さが1mを超えるもので傾斜角度が30°以上である崖地 ・崖崩れにより居住用の建物又は道路等に被害が及ぶ恐れがある崖地 ○対象となる工事(次のすべてを満たすもの) ・建築基準法の確認申請等の手続きを要さない工事 ・原則崖の高さが変わらない工事 ・申請した年度に工事が完了し、その年度の2月28日までに完了報告書を提出することができる工事	○既存擁壁・崖の補強、法面保護工事費用の一部が補助されます。 「工事金額の2分の1」、「工法に応じた上限額※」のいずれか少ない額 ※・100万円を限度とする工法:法枠工、アースアンカー工、抑止杭、鉄筋挿入工、待ち受け擁壁等 ・50万円を限度とする工法:覆式落石防護網工、H型鋼コンクリート防護柵等	期限なし	建築局建築防災課 671-2948	https://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/kenbou/bousai/gake/gake/gensai.html

対象	対象	補助内容	申請期間	所管課・連絡先	ホームページ
マンション管理組合対象	分譲マンションの耐震診断の補助	○昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工された分譲マンションで以下のいずれかの条件を満たすもの ・住戸数の半分以上に区分所有者本人が居住しているマンション ・階数が3以上で、かつ延べ面積が1,000㎡以上のマンション ○予備診断(簡易診断)の結果、「本診断」が必要と判定されたマンション又は予備診断未実施のマンション (その他条件については担当にお問い合わせください。)	本診断:診断費用の2/3 ※耐震改修促進法に定める耐震診断義務付対象建築物については担当にお問い合わせください。	予算がなくなり次第終了	建築局建築防災課 671-2943 https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenc-hiku/bosai/taishin/hojokinshienseido/mantai/sindan/sindan.html
	分譲マンションの耐震改修の補助	耐震診断(精密な診断)で耐震改修工事が必要と判定され、耐震改修工事を行う分譲マンション (その他条件については担当にお問い合わせください。)	【補助限度額】 ・設計費、工事監理費の2/3以内 ※設計費については、[延べ面積×1,000+540万](円)の2/3以内 ・工事費の1/3又は次の限度額のうちいずれか低い額 5000㎡未満:2000万円 5000㎡以上10000㎡未満:3500万円 10000㎡以上:5000万円 ※別途、耐震改修工事を2段階、複数回に分けて実施する場合の補助あり。 ※耐震改修促進法に定める耐震診断義務付対象建築物等については担当にお問い合わせください。	予算がなくなり次第終了	建築局建築防災課 671-2943 https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenc-hiku/bosai/taishin/hojokinshienseido/mantai/kaishu.html
自治会町内会などを対象	地域防災拠点運営の補助	各区地域防災拠点運営委員会連絡協議会	団体の運営費 1地域防災拠点あたり12万円を助成	—	各区役所 —
	「町の防災組織」活動費の補助	自治会町内会ほか	町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用 各団体の申請世帯数等に応じて支給(1世帯160円)	4月～6月	各区役所 —
	初期消火器具等整備の補助	地域に消火栓があり、家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれのある地域で、初期消火器具の取扱いに関する訓練等を定期的にも実施できる自治会町内会が整備する初期消火器具等	整備費用の2/3(限度額20万円)	4月～8月末日	消防局予防課 334-6613 http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/seikatsu/shokishouka/syokisyokakigu.html
	家庭防災員自主活動の補助	消防局が実施する家庭防災員研修を受けたものが主体となり、家庭防災員又はグループが企画実施する、防火防災に係る研修、訓練、調査研究活動等	事業の参加人数により、上限2万～25万円	4月1日～12月31日	消防局予防課 334-6604 http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/kabou/iishukatudou/
	感震ブレーカーの設置補助	○対象地区 「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」の対象地域を区域に含む自治会町内会(鶴見・神奈川・西・中・南・保土ヶ谷・磯子・金沢・港北・戸塚・泉区の一部 約5,100ha)	対象地区の自治会・町内会を対象に感震ブレーカーの購入・設置費用の一部を補助します。 対象製品:簡易タイプ 補助要件:加入世帯の概ね10世帯以上へ、補助対象製品を購入設置すること。 補助率:1/2(上限額 器具1個当たり2千円補助)	平成31年4月1日～令和元年11月29日 (申請個数が7000個に達した時点でも終了)	総務局地域防災課 671-3456 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bosai-kyukyubohan/bosai-sagai/wagava/iishin/sonae/kanshin.html
	自治会町内会館整備、耐震化の補助	自治会町内会	・補助率:整備費の2分の1 ・補助限度額(補助対象工事費100万円以上) (1)新築・購入:1200万円(建築工事費1㎡あたり97,200円を限度)、特殊基礎工事:300万円、エレベーター設置工事:300万円 (2)増築・改修:500万円 (3)修繕:200万円 ※自治会町内会が整備する公園集会所についても補助内容は同じです。	※整備予定時期の前年度7月頃までに、各区地域振興課へ事前の申出が必要です。(書類提出あり)	市民局 地域活動推進課 671-2317 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kvodo-manabi/shiminkvodo/iichikai/kaikan.html
身近なまちの防災施設整備事業補助	○対象 「重点対策地域(不燃化推進地域)」と「対策地域」における、「避難経路」、「防災広場」、「防災設備」等の整備に対する補助 ○対象地区 鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、港北区、戸塚区、泉区の各一部	一定の要件を満たす場合、下記の補助を行います。 ○避難経路行き止まり改善に要する費用の10分の9(上限30万円) ○避難経路危険ブロック塀等改善に要する費用の10分の9(上限100万円) ○避難経路中心杭等設置に要する費用の10分の9(上限50万円) ○避難経路安全対策に要する費用の10分の9(上限50万円) ○防災広場整備に要する費用の10分の9(上限150万円) ○防災設備設置に要する費用の10分の9(上限50万円) ※お住いの地区によって上限額が異なります。	令和4年度まで(予定)	都市整備局防災まちづくり推進課 671-3595 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/bosai/hoioshinsei/miika/midika.html	
横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例に基づく狭あい道路拡幅整備事業(路線型)	○対象 整備促進路線に指定されている道路 道路の交差点から一定のまとまりのある区間(おおむね30m以上)を一体的に整備していただきます。 「横浜市地域まちづくり推進条例」に基づく「地域まちづくりグループ」に登録していただきます。	横浜市から「まちづくりコーディネーター」を派遣し、狭あい道路の拡幅や街並みづくりの方針決定をサポートします。方針に沿って横浜市で後退用地の測量・整備を行います。 ○主な整備内容 ・塀等の除去・移設 ・道路の舗装・側溝の移設 ・その他オプション整備(イメージハンブ等)	期限なし	建築局建築防災課 671-4544 https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenc-hiku/bosai/kvoai/kvoai/kvoai.html	
土地所有者などが対象	横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例に基づく狭あい道路拡幅整備事業(一般型)	○対象となる道路 整備促進路線に指定されている道路など ○対象となる工事 狭あい道路を拡幅するための門、塀、樹木、よう壁、排水ますなどの除去・移設やセットバック部分の舗装など	助成金一覧表により算出した額と実際にかかった費用の額を比較し、低い方の額を助成します。 ○セットバック部分にある支障物の除去費の一例 ・塀:3,000円/㎡ ・門柱:8,000円/本 ・樹木:13,000円/本 ・よう壁:11,000円/㎡	期限なし(但し、予算がなくなり次第当該年度の新規受付は終了)	建築局建築防災課 671-4544 https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenc-hiku/bosai/kvoai/kvoai/kvoai.html